

空き家の適正管理をお願いします

問合せ 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

空き家は定期的な換気や掃除をしないと、すぐに劣化が進んでしまいます。しかし、さまざまな理由で放置されてしまい、老朽化が進んだ空き家が町内各所で増加しつつあります。

劣化が進むと、地域の生活環境にも悪影響を及ぼすものとなります。近隣にお住いの方々に迷惑をかけないためにも、空き家の適正管理をお願いします。

所有者（管理者）の責務について

空き家の所有者（管理者）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な管理を行わなければなりません。管理をせず、建物損害や人身事故が発生した場合、空き家の所有者（管理者）は、損害賠償責任を負う可能性があります。



出典：政府広報オンライン
(<https://www.gov-online.go.jp/article/202403/entry-5949.html>)

空き家が抱えるリスク

・防災上の問題

建物が傷み、外壁の脱落や屋根瓦や雨どいの落下、塀の破損により、近隣や通行者の方などに怪我をさせる恐れがあります。

・防犯上の問題

不審者の侵入や、不法滞在による治安の悪化を招く恐れがあります。また、放火による火災の危険性が高まる恐れがあります。

・衛生上の問題

ゴミ等の放置や不法投棄を招き、庭の草木が生い茂って、蚊や蜂などの害虫が発生する恐れがあります。

・景観上の問題

外壁などが傷んで汚れる、ガラスが割れたまま放置される、樹木が繁茂し隣地に越境するなど、景観の悪化を招く恐れがあります。

空き家情報お知らせシステムについて

町では、管理が不十分な状態の空き家について、通報窓口を設置しています。パソコンやスマートフォンから「杉戸町電子申請・届出サービス」(右QRコード)を利用して、情報をお寄せください。お寄せいただいた情報をもとに現地を確認し、必要に応じて、所有者に改善を促します。



令和7・8年度 建設工事請負等入札参加資格審査（新規・更新）の受付を行います

提出先・問合せ

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
県入札審査課 審査担当 ☎048 (830) 5771

令和7・8年度の「建設工事」、「設計・調査・測量業務」、「土木維持管理業務」の入札参加資格審査に係る新規・更新申請の受付を行います。なお、受付は県と埼玉県電子入札共同システム参加自治体との共同で実施します。杉戸町役場での書類受付や問合せ対応等はいりません。ご不明点等は県入札審査課に直接お問合せください。

■新規申請

対象 現在、埼玉県電子入札共同システムに登録のない事業者

受付 8月26日(月)～9月13日(金)

■更新申請

対象 現在、埼玉県電子入札共同システムに登録している事業者

受付 **設計・調査・測量または土木維持管理を含む申請**

9月17日(火)～11月8日(金)

建設工事のみの申請

9月17日(火)～11月22日(金)

参加資格の有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間

その他 ・町が発注する建設工事等の入札に参加するためには、資格者名簿に登載されていることが必要です。
・申請書類は持参不可となります。なお、申請方法の詳細は、県ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



ヤングケアラーをご存知ですか？

■ヤングケアラーとは？

本来、大人が担うような家族のケア（家事、介護、きょうだいの世話など）を日常的に行っている18歳未満の子どもを『ヤングケアラー』といいます。

例えば…

- ・障がいや病気のある家族の代わりに家事（買い物、料理、掃除、洗濯など）をしている。
- ・障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ・家計を支えるために働いて、障がいや病気のある家族を助けている。



■支援に関する相談窓口

もし悩みを抱える子どもたちがいたら、ぜひ、ご相談ください。

杉戸町子ども家庭センター（子育て支援課内） ☎ (31) 9921

問合せ 子育て支援課 子育て支援担当
内線280

■ケアによる影響について

家族をケアすることで生まれる素晴らしい価値がある一方で、適切な支援がなく、多くの負担・責任が子どもの学業・友人関係・生活・健康など、その後の人生に影響が出ることがあります。

■地域での関わりについて

ヤングケアラーは自身がケアラーであるという自覚がないなどの理由により、子どもたち自ら誰かに相談することが難しい状態です。そのため、ヤングケアラーという存在を認知し、一人で悩みを抱え、孤独になりがちなヤングケアラーに周囲の人たちが気づき、寄り添うことが大切です。ご近所や学校など、地域にいる子どもに困っている様子がみられたら、まずは子どもたちの「話」を聞いてみてください。

病児保育室「とん ことり」 ～子育て・お仕事を頑張るパパ・ママを応援します！～

問合せ 子育て支援課
幼稚園・保育園担当
内線277

病児保育室「とん ことり」は、病気または病気の回復期にある生後6か月から小学6年生までのお子様をもつ保護者が、仕事等の事情で保育ができないとき、保護者に代わってお子様をお預かりします。

保育日時 月曜日～土曜日 8時～18時（祝日・年末年始・お盆期間は除く）

利用料金 5時間未満 1,000円、5時間以上 2,000円

利用可能人数 平日9名 土曜日3名

所在地 杉戸町高野台西1-5-6

問合せ ☎ (32) 5687

その他 施設を利用する場合は、施設利用前に登録・予約が必要です。右QRコードよりご確認ください。

病児保育室
「とん ことり」



WEB予約システム
あずかるこちゃん



交通事故被害者のご家族への 援護一時金を給付しています

問合せ 県交通安全対策協議会 ☎048 (825) 2011
県県民生活部防犯・交通安全課 ☎048 (830) 2955

対象 県内在住の令和5年4月1日以降に交通遺児等※となった者（交通遺児等になった日現在18歳以下）

給付額 子ども1人につき10万円（1回のみ）

給付時期 11月または令和7年5月

提出期限 11月給付分 8月30日(金)
令和7年5月給付分 令和7年2月28日(金)

申請書類 各市町村、学校等で配布

提出先 みずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参
さいたま市浦和区高砂2-12-10
☎048 (822) 0191

※「交通遺児等」とは、交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により、死亡または重い障がいを負った保護者に養育されている18歳以下の子ども